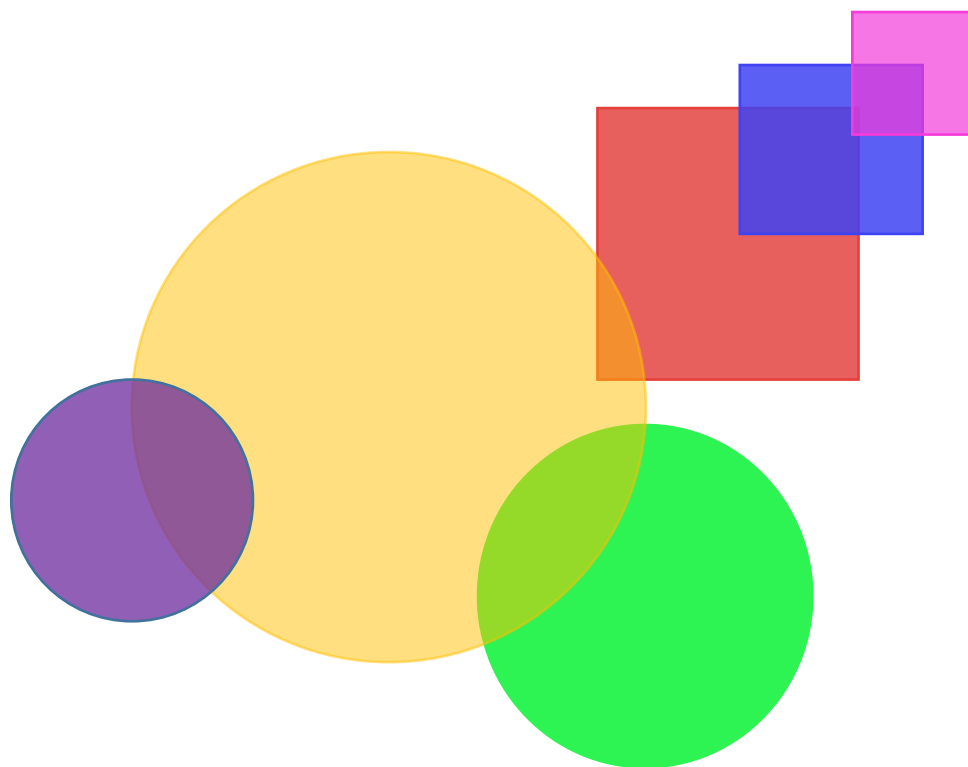


若手教員育成ガイドブック

**若手教員と**

**ともに 育つ**



山形県教育委員会

## ● ガイドブックに込める願い

昨今、学校を取り巻く環境が急激に変わってきています。児童生徒の実態や保護者の願いも多様化しており、学校が抱える教育課題も多様化・複雑化してきています。かつて学校が置かれていた社会環境とは違い、地域社会と学校の関わり方も変化してきました。

また、近年、大量退職に伴う大量採用により、新規採用者の配置が続き、若手教員が増加しています。変化する社会環境への対応とあわせ、若手教員の育成も大きな課題となっています。

これらを新しい時代を拓く課題であると肯定的に捉え、若手教員の育成を推進していくことにより、これからの社会環境の変化に合わせた成長しあえる組織作りにつなげることができるものと考えます。

このガイドブックは、校長を中心とした管理職や育成に関わる方々が共通の認識に立ち、校内において若手教員の育成に取り組めるよう編集しました。互いに知恵や声を出し合い、多くの教職員がともに育つ風土をこれからも醸成していただきたいと思ひます。

### 参考 山形県教員指標

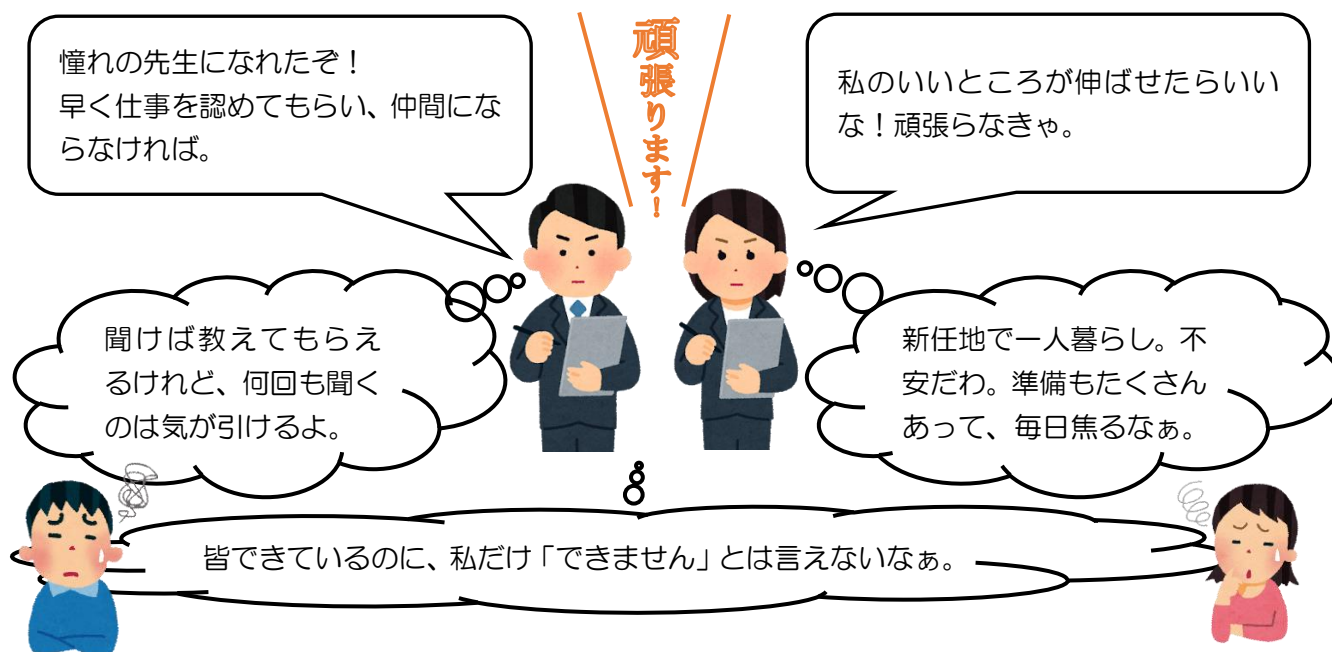
#### <校長>

経営・組織マネジメント力・人材育成力

教職員一人一人の能力や適性を把握し、チームや学年、教科等によるOJTを推進するとともに、キャリアステージに応じた外部での研修を促す。

## ● 若手教員とは

このガイドブックでは、「若手教員」を採用から1～3年目の方々としています。若手教員の方々が力を伸ばせるよう、まずは相手理解を深めていきましょう。



**相手理解は、信頼関係づくりの第一歩です。**

## ○周りから進んで声がけをしましょう

＜若手教員の声＞

- ・「授業のことでも、子どものことでも、事務作業のことでも何でも聞いてね」と声をかけてもらい、やっと自分から質問できるようになりました。
- ・活動や会議の後に「ありがとう」「お疲れ様」「ご苦労様」と言われた一言で、明日も頑張ろうという気持ちが高まりました。
- ・「自分も若い頃には先輩たちに手伝ってもらってできたんだ」と教えられ、とても安心しました。

## ○職員「みんな」でフォローをしましょう

＜若手教員の声＞

- ・学年以外の先生も「何かできることは、ある？」と声をかけてくださいます。いろいろな先生方や養護教諭の先生等、先輩方がみんなで気にかけてくださるのがありがたいです。
- ・トラブルがあったとき、先生方が集まって、チームになって一緒に考えてくれました。
- ・放課後のちょっとした合間に、雑談など、職員室の中で一息つける時間や場をいただいています。年齢の近い先輩には、個人的な話を聞いてもらうこともあり、自分の振り返りになっています。

## ○一人一人のよさや努力を認め合いましょう

＜若手教員の声＞

- ・子どものことだけでなく、子どもとの関わりの中で成長している自分についても、教えてもらいました。自分が取り組んでいる活動を具体的に評価してもらうことは、とても自信になりました。
- ・2学期になり、それまでは先輩と一緒に取り組んでいたことを、一人で任せてもらうようになりました。プレッシャーもありますが、それより自分の力を認めてもらっていると感じます。

## 若手教員がぶつかる壁（共栄大学 和井田 節子氏論文を基に作成）

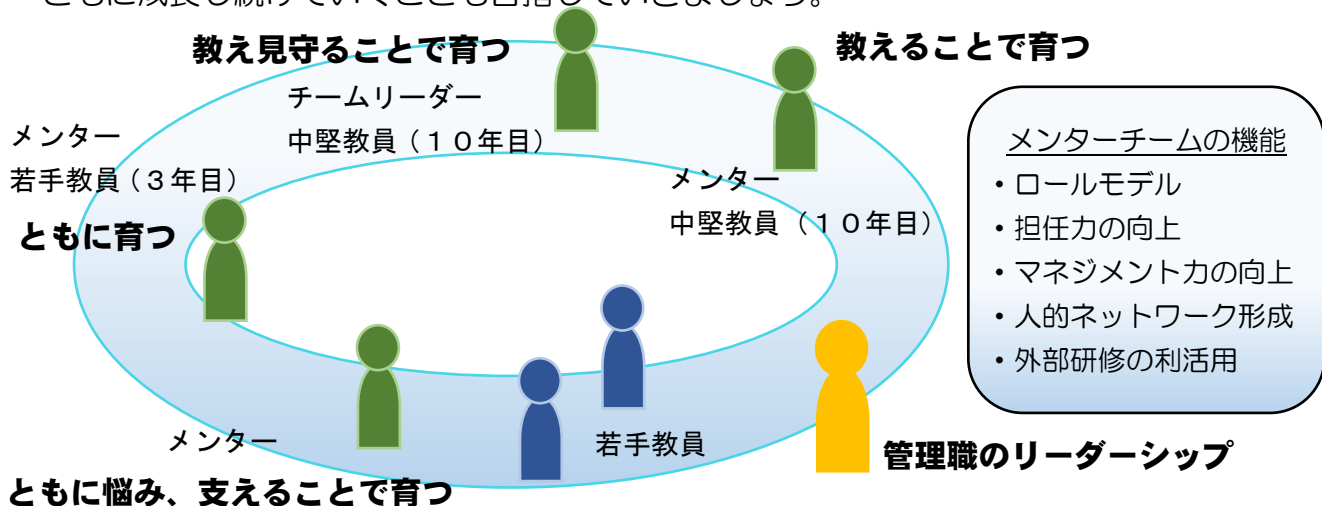
1年目 4月	一度にたくさんの重要事項が教えられ、専門用語が飛び交う場で過ごす。 始業式前の準備が整わず困惑する。 ※新任地での新生活の場合は、学校以外の負担もあります。
1年目 5～6月	事務処理・授業づくりが本格化するが、準備が追いつかない。 初任研以外の研修も始まり、負担感が増す。 子どもたちも自分を出し始め、保護者への対応も増える。 ※精神的にも技術的にも最も支援が必要な時期です。
1年目 10月頃	授業づくりの難しさ・学習の進度に悩み始める。 授業と行事のバランス・仕事の見通しが立たず悩む。
2・3年目	1年目を乗り越え、やや見通しが立つものの、新しい校務分掌、自立的な業務推進を求められて負担感が増す。

## コラム コロナ禍による教育実習の実態に応じたサポートとは

若手教員の中には、授業参観、授業以外の業務の体験、校長や養護教諭からの講話等の貴重な時間を、コロナ禍により得られなかった方がいます。人と接すること、実際に体験することといった基礎的素養を高める機会に恵まれなかった可能性があります。学校現場では、コロナ禍での「教育実習の実態」を理解し、実態に応じた授業づくりへの指導と支援、「様々な教職員との関わり」を通じた業務サポートが望まれます。

本県では、初任者研修時にメンターを配置するようにしています。もともとは、初任者が安心して頼れる方を指してメンターと呼んできましたが、現在は、職務上のアドバイザー（技術的な助言者）の要素やサポーター（学校生活支援・職員室での支持者）の要素、そして本来のメンター（心理的な助言者・対等な相談者、人としてのつながり）の要素など、多面的な要素を求められます。そのため、複数のメンターがチームとなって対応することが必要です。

また、初任者の期間だけでなく、2・3年目の大切な成長期間についても、同僚として、ともに成長し続けていくことも目指していきましょう。



メンターチームが意識したいこと	
若手教員の自己効力感を引き出そう	チームリーダーが情報の整理をしよう
<p>やる気がわいてくる具体的な場面例です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども達の成長を実感するとき</li> <li>・周りの教員から仕事を認められたとき</li> <li>・仕事の意義を理解して取り組んでいるとき</li> <li>・小さな目標（明確なゴール）を決め、小さな成功体験を積み重ねているとき</li> <li>・仕事の達成感があるとき</li> <li>・意見を尊重してもらえるとき</li> <li>・できた自分を、自分で褒めてあげるとき</li> </ul>	<p>チームの複数の教員が、良かれと思って伝えたアドバイスによって、逆に「どのアドバイスを取り入れればよいのかわからない…」という若手教員の混乱を招く場合があります。そんな若手教員の悩みや本音に寄り添いながら、指導や助言の質と量を調整しましょう。</p> <p>また、何が育成の重点なのか、今は何を目標にしているのか共有し、定期的にチームで確認しましょう。</p>

### コラム 若手教員に必要な「レジリエンス」

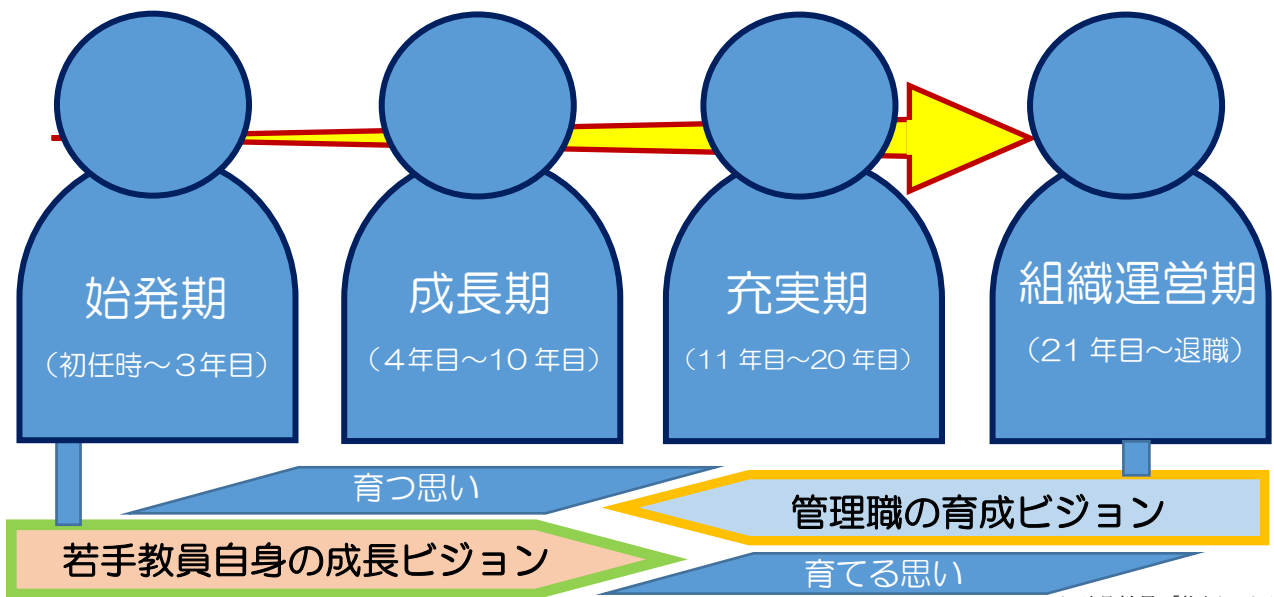
人は失敗や困難に直面したときに、「しなやか」に立ち直って「乗り越える」力＝『レジリエンス』が求められます。レジリエンスは、若手教員にとって大切な力の一つです。

レジリエンスが弱いと、経験不足から失敗したり、教職に困難さを感じたりしたときに、ストレスを抱え込んでしまうことがあります。管理職は、普段から若手教員の自尊感情や自己有用感を高めるよう努め、何でも相談できる職場環境を整備しましょう。

自己効力感：自分の能力を信じる感情。何かをするにあたって自信がある状態。

自尊感情：自分の存在（意義・意味）を信じる感情。自分で自分を肯定する感情。自己肯定感。

自己有用感：自分が有用だと思える感情。役に立っていると認識できるときに起きる感情。



山形県教員「指標」より

### 先輩校長が語る若手教員の育成のポイント

若手教員を「育てる・育てよう」という視点は大切だが、人材育成の重要な鍵は、教員自らの力で「育つ・成長する」職場（学校）であるかということだ。経験の浅い教員にとって、うまくいわずに落ち込むことがあっても、多少の失敗があろうとも、子どもたちと真正面から向き合うことこそ日々の財産となる。職員室が、それらががんばりを認めてもらえるあたたかい場であり、弱音を吐ける場であると同時に、先輩や同僚に励まされ、学び、明日への活力や勇気が湧き出る場でなければならない。

校長としては、教頭やミドルリーダー（メンター）などと役割分担しながら、教員個々の気質や考え方、得意不得意、これまでの経験や実績についての理解に努めながら、指導支援のタイミングを見誤らず、適切な声かけや見守りのバランスを保ちたいものだ。称賛のみや過干渉では重荷となり、先回りの声かけは余計なお節介かもしれない。まさに、担任力の姿勢・視点が管理職にこそ求められている。

若い教員たちには、「子どもの立場に置き換えて自らを見てみよう（授業づくり、生徒指導はどうあるべきか）、子どもたちの声や姿のそばにできるだけ一緒にいることを大切にしよう。」と話している。子どもたちの何気ない素敵な一言を拾い、さり気ないすばらしい行動を見つけることが楽しくなれば、子どもの未来に触れている教員という仕事のやりがいを実感していくにちがいない。

#### コラム 「校長として、こんな思いも持ちたい」

- 1 一人一人の想いを尊重する  
夢や希望、働き方等、人としての「想い」を引き出すことが、理解を深める第一歩です。
- 2 自分の考え方や、これまでやっていたことを押しつけない  
先輩教員の経験則が必ず最善策とは言えません。若手教員が、自ら気付いて学ぶために、どう伝えるかを大切にしましょう。
- 3 若手教員の育成を通して、先輩教員もスキルアップ  
先輩の率先垂範が最上の手本。若手育成は、自身のスキルアップの意味でも良い機会です。



## OJTの3原則

## 意図的

目的・ねらいを明確に

## 計画的

見通しと位置づけを明確に

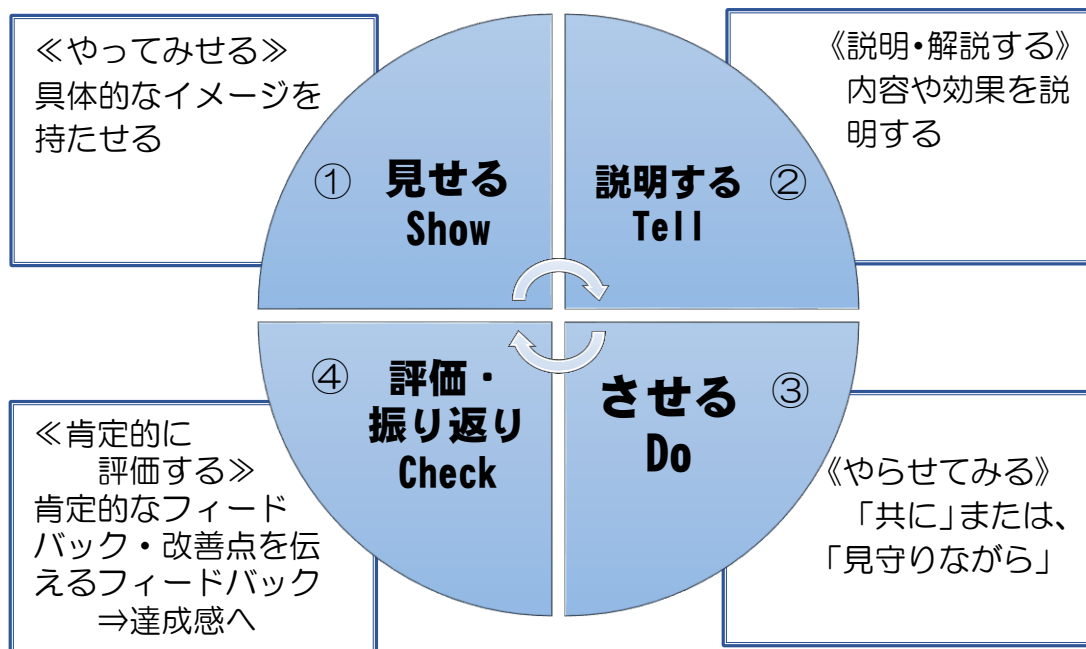
## 継続的

繰り返し・反復的に

## 若手の典型的な困り感とOJTの視点

- ▲「一度に、たくさん、短期間に」 ⇔ ○「一時に一つのことを伝える」  
→ ◎ポイントをしばって教える。教えるタイミングも調整する。
- ▲「先生同士の業界用語・専門用語」⇔ ○「相手に伝わる用語・用法にする」  
→ ◎どう伝わっているのかという相手意識を大切にして伝える。
- ▲「授業の準備などが難しい」 ⇔ ○「5W1Hを意識する」  
→ ◎計画的に準備できるよう、短期・中期の見通しを共有する。
- ▲「思いを表現（行動）することが困難」 ⇔ ○「まねをする」  
→ ◎具体的な行動が思い描けるよう、体験的な機会を設定する。
- ▲「聞きづらい相手の雰囲気」 ⇔ ○「回答や反応に間を置いてゆっくりと」  
→ ◎チーム以外も含めて声がけを。誰とでも何でも聞き合える雰囲気を。

## OJTの4段階



コラム コーチングの視点 ～お互いの立場を尊重し、自発的な行動をうながすために～

- 1 「傾聴」 相手の意図を受け止め、理解しながらよく聴きましょう。
  - 2 「質問」 目標を達成するために、何をすべきか、相手の考えを導き出しましょう。
  - 3 「承認」 相手の自発的な考えに至る過程を、成長や成果として認めましょう。
- ⇒ 管理職の助言や承認は大きな力を持ちます。安心感を与えるよう留意しましょう。

## ● 仕事は協働するもの



(本当でしょうか?)

新任教員は、職員室の先輩の様子を見たとき、それぞれが黙々と仕事をこなす姿を見て、「任せられた仕事を自分一人ですることが、仕事で自立するということだ」と思い込んでしまう危険があります。

確かに教員は授業を一人ですることが多く、また、少数職種の場合は同じ職種の同僚が職場にいないことも多くあります。

しかし、仕事は、個人のみで行っているわけではなく、組織として成果を達成していくものです。少数職種の方々も、同じ市町村内を見渡せば、相談できる先輩がいるはずですよ。

仕事を自分一人で行えるようになることが、必ずしも自立を意味するものではなく、相談等の問題解決的行動をとれることが大切であると言えます。

## ● 助けを求めやすい職場づくりを

一口に「助けを求めることが大事」と説明しても若手教員が自ら助けを求めることは、先輩教員が思うより簡単ではありません。

若手教員に助けを求める意義を説明しただけではすぐに実践することは難しいでしょう。

個人の中に「自分一人でやらねばならない」という気持ちが強かったり、職場全体の協力し合う雰囲気や気が乏しかったりすれば、助けを求めることは一層困難になります。

人は誰でも失敗してしまったと思うことや辛い体験があるものです。しかしその経験を生かし同じ失敗を繰り返さないよう工夫したり、人から支えてもらって辛さから回復したりしているものです。職場には、多くの知恵と経験が詰まっています。これを互いに生かしていくことが大切です。

若手教員だけではなく、職場全体で助け合う（相談し合う）意義を理解し、互いに助けを求めやすい職場づくりに努めましょう。



スキルは少しずつ上達します。

## コラム 心が辛い気持ちになったときの対処法(例)

## 一人で対処する方法

- ・自分なりの気分転換をする
- ・好きなものを食べる
- ・ゆっくりと寝る
- ・次に失敗しないよう考える

## 誰かと一緒に対処する方法

- ・誰かに愚痴を聞いてもらう
- ・誰かと山登りなどの好きなことをする
- ・同じような経験をした人に聞いてみる
- ・電話(メール)相談する

「誰かと一緒に対処すること」が大切ですが、他者に自分の弱さを出すことは一般的に怖いことです。仲間のそのような心理を汲み取って接していくように心がけましょう。

山形県教員指標 校長用

☆「指標」 校長用☆

領域	能力	項目	
総合的な人間力	管理職としての見識	1 学校の責任者として、自己管理に努め、職業倫理の模範を示すとともに、豊かな経験にもとづき、的確で迅速な判断・決断をしリーダーシップを発揮する。	
		2 国や県、市町村教育委員会の教育施策について情報を収集し、広い視野で自校を取り巻く状況を把握し、教育哲学や理念に基づいた学校経営を行う。	
	学び続ける姿勢	3 自ら研究と修養に励み資質・能力を磨くとともに、職務上の自らの言動や行動を絶えず省察し、校長としてのマネジメント力等の向上を図る。	
教育公務員としての自覚		4 教育公務員として自ら法令を遵守し、「師表」となるべく誠実かつ厳正に職務を遂行するとともに、自らを範とする努力を重ね教職員を指導する。	
経営・組織マネジメント力	①学校経営目標の設定と達成	5 自校の実態と使命を踏まえ、先見性をもって経営目標を策定し、その実現に向けて経営戦略を構築する。	
		6 学校評価をもとに教育活動や学校運営の状況を的確に把握し、継続的な評価・改善を行うとともに、積極的な情報発信を行い、説明責任を的確に果たす。	
	②カリキュラムマネジメント	7 教育目標の具現化に向けて学校の使命や教職員の实態等を踏まえ、特色を活かしたカリキュラムの作成・管理・改善にリーダーシップを発揮する。	
		8 組織運営にかかわる内部・外部の環境条件を把握し、事務職員、技能職員等の職務も理解しながら、強みを活かした教育活動の実現に向けた組織づくりを行う。	
	③組織体制づくり	9 「いのち」を大切に、生命をつなぐ教育を推進するとともに、いじめや不登校等の生徒指導上の課題に、組織で対応する「チーム学校」づくりに指導性を発揮する。	
		10 職場内のコミュニケーションを通じて協働性・同僚性・服務規律の高い教職員集団を育成する。	
		11 業務の効率化を図り、ゆとりを生み出すとともに、教職員のメンタルヘルスマネジメント及びハラスメント防止を進め、良好な職場環境づくりを行う。	
	人材育成力	①人材育成	12 教職員一人一人の能力や適性を把握し、チームや学年、教科等によるOJTを推進するとともに、キャリアステージに応じた外部での研修を促す。
		②人材発掘	13 ミドルリーダー・シニアリーダーの育成を図り、管理職にふさわしい人材を発掘する。
		③人事評価	14 人事評価について十分に理解を深め、所属職員に対して適切な指導助言を行う。
	連携・協働調整力	①保護者・地域との連携・協働	15 保護者、地域の多様な関心やニーズを的確に把握し、学校の教育計画や教育活動に適切に外部の方の参画を促すなど、連携・協働を推進する。
②教育委員会等との連携・協働		16 学校の課題解決に向けて、教育委員会や関係機関と連携・協働する。	
③開かれた学校づくり		17 地域の自然・歴史・文化・産業等の特色を活かし、郷土愛や地域への参画意識を醸成するため、家庭・地域に開かれた学校づくりを行う。	
危機管理	①学校安全管理	18 危機管理マニュアルの整備や防災教育の充実を図り、事故等の未然防止に向け平素から職員の危機管理能力を高めるとともに、緊急時の対応においてリーダーシップを発揮する。	
		19 予算編成の趣旨を踏まえ効果的な予算の執行管理及び公金や諸帳簿の管理を適切に行うとともに、校舎内外の学校施設の修繕・安全管理を徹底する。	
	②学校情報管理	20 HP、校内ネットワーク、ソフトウェア等における情報漏洩防止のため、厳正なセキュリティ管理を実施する。	



山形県教員指標		教諭用A【教職の実践に関する資質・能力】	※○印は、その段階における重点項目	「指標」教諭用A	
領域	能力	項 目	着任時の姿	成長期	充実期
生徒指導力	児童生徒理解力 ・教育相談力	1 児童生徒に対する深い教育愛をもっている。	O1		
		2 児童生徒と積極的にコミュニケーションを図るとともに、公平かつ愛包的・共感的に関わることができる。		○	
		3 一人一人の児童生徒のよさや可能性を把握し、学校生活や学習に対する意欲や興味関心を引き出すことができる。		○	
		4 いじめや不登校などの教育課題について理解し、その予防・解決に向けた適切な指導・支援を行うことができる。		○	
		5 児童生徒一人一人の心身の特性や状況、生活環境などを多面的に捉え、組織的な指導・支援を行うことができる。		○	
		6 児童生徒の夢や目標を理解し、社会での自立を目指して、将来の生き方を考えさせる学習を進めることができる。		○	
		7 児童生徒の指導について、教職員の組織を活用するとともに、校外の関係機関と連携して課題解決にあたることができる。		○	
		8 児童生徒の実態に応じたよりよい人間関係づくりや集団づくりについて理解することができる。		○	
		9 児童生徒が互いのよさを認め合いながら安心・安全に過ごせる温かい学級経営に取り組むことができる。		○	
		10 学校の教育活動全体の道徳教育を通して、生命や人権を尊重する心、思いやりの心と規範意識等を育むことができる。		○	
		11 次世代に生命をつなぐことの大切さを考えさせるなど、生命尊重を基礎とした性としての教育を行うことができる。		○	
		12 学校教育目標の実現に向け教職員や家庭・地域と連携しながら、開かれた学級経営を進めることができる。		○	
		13 幼児期から高校までの成長を見通したキャリア発達の視点に立った学級・学年経営を行うことができる。		○	
		集団指導力 ・学級経営力		基礎的授業力 ・カリキュラムマネジメント	14 学習指導要領を理解し、授業を行うことができる。
15 学習指導要領と教材の価値、児童生徒の実態を踏まえ、年間指導計画や学習指導案を作成することができる。	○				
16 教科等の内容に関する専門的知識と技能を有し、実際の指導に活かすことができる。	○				
17 学習内容の習熟の程度などを踏まえ、個に応じた指導を行うことができる。	○				
18 学習指導要領や第6次山形県教育振興計画の趣旨を踏まえ、幼・小・中・高を見通したカリキュラムづくりを推進することができる。	○				
19 学校の特色や教育課題を踏まえたカリキュラムのPDCAサイクルを具体化し、実践することができる。	○				
20 学習評価の意義と方法について理解している。	○				
21 評価規準を用いて児童生徒の学習状況を把握し、自らの指導方法の工夫・改善を行うことができる。	○				
22 授業分析や評価を踏まえた改善の方向性について、校内にフィードバックすることができる。	○				
23 教科における自校の教育課題を分析・考察し、組織的に学力の定着・向上に取り組むことができる。	○				
24 専門書等を活用したり、校外での研修等に参加したりすることで、専門的知識・技能を習得することができる。	○				
25 探究型学習の趣旨を理解し、児童生徒が主体的・協働的に課題を解決していく力を育成することができる。	○				
26 郷土を理解し、郷土に誇りを持ち、郷土を大切に思う心を育む体験活動等を進めることができる。	○				
27 研究会や研修に積極的に参加し、自らの資質・能力を高めるとともに、校内に情報発信をすることができる。	○				
指導の積極的改善	教師としての専門性の構築 ・専門教科の指導力強化	28 同僚に指導方法等の改善に向けた適切な助言を行うことができる。	O4		
		29 英語教育や道徳教育、人権教育、環境教育、国際理解教育など、今日的な教育の動向を把握し学校全体に広めることができる。		○	
		30 情報モラルを正しく理解し、ICT機器の適切な活用ができる。		○	
		31 パソコンやタブレット、デジタル教科書などのICT機器を、授業で柔軟に活用することができる。		○	
		32 ICT機器の積極的な活用を通して、児童生徒の情報活用能力と情報モラルを育成することができる。		○	
		33 ICT機器の活用、情報モラル教育を同様とともに推進し、学校のICT環境の整備を進めることができる。		○	
		34 情報モラル等に関する情報収集を行い、SNS等の有益性及び危険性を理解し、的確な対策を行うことができる。		○	
		35 インクルーシブ教育システムの考え方を理解している。		○	
		36 ユニバーサルデザインの見点を取り入れた授業を行うことができる。		○	
		37 児童生徒一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な指導・支援を行うことができる。		○	
		38 個別の指導計画や個別の教育支援計画の意義を理解して作成し、活用することができる。		○	
		39 共生社会の実現に向け、専門知識やコーディネート力をもとに、教育的支援を行うことができる。		○	
		40 地域の関係機関の役割を理解し、連携しながら、学校・家庭・地域での支援を効果的につなぐことができる。		○	
		ICT活用能力 ・情報モラル		特別支援教育力	30 情報モラルを正しく理解し、ICT機器の適切な活用ができる。
31 パソコンやタブレット、デジタル教科書などのICT機器を、授業で柔軟に活用することができる。	○				
32 ICT機器の積極的な活用を通して、児童生徒の情報活用能力と情報モラルを育成することができる。	○				
33 ICT機器の活用、情報モラル教育を同様とともに推進し、学校のICT環境の整備を進めることができる。	○				
34 情報モラル等に関する情報収集を行い、SNS等の有益性及び危険性を理解し、的確な対策を行うことができる。	○				
35 インクルーシブ教育システムの考え方を理解している。	○				
36 ユニバーサルデザインの見点を取り入れた授業を行うことができる。	○				
37 児童生徒一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な指導・支援を行うことができる。	○				
38 個別の指導計画や個別の教育支援計画の意義を理解して作成し、活用することができる。	○				
39 共生社会の実現に向け、専門知識やコーディネート力をもとに、教育的支援を行うことができる。	○				
40 地域の関係機関の役割を理解し、連携しながら、学校・家庭・地域での支援を効果的につなぐことができる。	○				

担 任 力（学級担任とともに教科担任としての資質・能力も含む）

山形県教員指標		教諭用B【教職の素養に関する資質・能力】		※○印は、その段階における重点項目		「指標」教諭用B		
領域	能力	項目	着任時の姿	始業期	成長期	充実期	組織運営期	
総合的な人間力	年齢にふさわしい 社会力	1 言葉遣いやマナーなどの社会人としての常識を身に付け、円滑な人間関係をつくることができる。	○1	○				
		2 悩みや困ったことが生じた場合には、管理職や同僚に相談することができる。			○			
		3 互いに相談し合える雰囲気をつくることできる。				○		
	豊かな人間性 ・教養	4 教職員間のコミュニケーションを活性化し、相互理解を促進することができる。				○		
		5 明るく、心身ともに健康で、教養と教育に関する専門性を身に付けている。	○2	○				
		6 日本及び外国の文化・歴史、環境問題、平和問題等についての広い知識をもっている。				○		
		7 仕事と生活の調和を図り、精神的なゆとりをもって仕事に取り組むことができる。				○		
		8 地域の一員として地域活動に参加することなどを通じて、地域や他業種の方々の視点を理解し、多面的な見方・考え方ができる。	○3			○		
		9 学び続ける教師の重要性について理解している。				○		
学び続ける姿勢	10 常に自らの学びを省察し、課題を発見し改善に努めることができる。				○			
	11 管理職や同僚等の助言を謙虚に受け止め自己を省察し、成長につなげることができる。				○			
	12 教師として自己革新への意欲をもち続け、教育の動向等を踏まえつつ、たゆまぬ自己研鑽を行うことができる。	○4			○		○	
教育公務員としての自覚	13 教育公務員にふさわしい倫理観と規範意識を備え、教育に対する強い使命感・責任感をもっている。							
	14 高い倫理性のもとに、教育公務員として法令及び服務規律を遵守し、規範意識をもって職務に専念することができる。							
	15 高い倫理性と厳正な服務規律のもとに自らの使命・任務を遂行し、同僚への助言も行うことができる。	○5						
	16 山形県の教員として、郷土を愛する心をもち、人とのつながりを大切にして、地域社会においてよりよい学校・圏を築こうとしている。				○			
	17 同僚と協働することの意義を理解し、問題解決に向けてチームで対応することができる。					○		
	18 組織の一員として自己の役割を自覚し、学校・圏の運営に貢献することができる。					○		
	19 学校・圏を取り巻く状況を把握・分析し、組織の課題を発見することができる。						○	
	20 柔軟な発想と企画力、的確な判断力を持ち、全体最適の視点から学校・圏の職務を推進することができる。						○	
チームマネジメント能力	経営参画意識	21 学校・圏の運営について、機軸を自らつくり出して管理職に意見申請することができる。						
		22 組織運営や教科経営に積極的に関わり、学校・圏の教育目標の実現に向けて工夫改善を行うことができる。						
		23 組織全体について、内外の環境要因を広く見渡しながらその特徴をつかみ、強みを活かした教育活動を展開することができる。						○
	連絡調整力	24 保護者や地域等との連携の必要性を理解し、円滑かつ迅速に対応することができる。				○		
		25 学校・圏の共通認識のもと、外部の専門機関と連携を図ることができる。					○	
		26 保護者、地域、関係機関等、様々な立場の人と協力し、広く情報収集したり、適切に情報発信したりすることができる。						○
		27 外部との調整の実務担当者として、学校・圏の課題に応じて人的・物的資源を活用することができる。						○
		28 互いの課題や悩みに気づき、支え合う環境をつくるとともに、経験の浅い教職員を積極的に支援することができる。						○
		29 会議や研修が効率的に行われるように、参加者の意気や積極的な取組みを引き出すことができる。						○
		30 同僚の特性や強みを見取り、それらを活かしたよりよい組織づくりに貢献することができる。						○
チーム運営力	31 外部専門家等も含めた「チーム学校」づくりに参画することができる。						○	
	32 同僚の教育実践における課題について、学び合う意識をもって助言することができる。						○	
	33 自らの指導及び援助等の技術や知識を公開し、職員間のロールモデルであることを自覚し、後進の育成に当たることができる。	○6						
	34 危機管理の重要性を理解し、危機意識をもって行動しようとしている。							
	35 危険発生時の対応要領に則り、幼児児童生徒の安全を第一に考えて、事件・事故・災害への的確な対応ができる。				○			
	36 安全教育の計画の策定に主体的に参画し、学校・圏の安全に関する実践を推進することができる。						○	
危機管理対応能力	学校・圏の安全管理	37 危険発生時の対応要領の作成に参画し、事件・事故・災害への的確な対応ができる。					○	
		38 パソコンの使用規程などを遵守し、個人情報情報の保護などの安全管理に努めながら資料を作成したり活用したりすることができる。				○		
		39 パソコンの使用規程などを整備し、安全管理を徹底することができる。						○
		40 最新のICT技術の動向や実態を把握して、安全管理の重要性の啓発を推進することができる。						○

山形県教員指標 養護教諭用A【養護教諭の実践に関する資質・能力】※○印は、その段階における重点項目

能力	項目	「指標」養護教諭用A		
		始発期	成長期	充実期
健康相談力	1 児童生徒に対する深い教育愛をもっている。			
	2 いじめや不登校などの教育課題について理解し、その予防・解決に向けた指導・支援を行うことができる。			
	3 学校内(学校医等を含む)の関係者及び地域の関係機関等と連携を図った、健康相談を組織的に推進できる。		○	
	4 学校での事例検討会を積極的に開催するなど、心身の健康課題の解決に向けて指導的役割を果たすことができる。		○	
	5 養護教諭の職務と役割を理解し、日常の応急処置を実施することができる。	O1		
	6 健康に関する個人情報管理を適切に行うことができる。			
	7 健康観察や健康診断等を実施し、児童生徒の健康に関する課題把握とその解決に資する取組みを行うことができる。			
	8 必要に応じて地域の医療機関等と連携して、応急処置、健康相談、保健指導、疾病予防等を行うことができる。			
	9 学校薬剤師と連携し、教職員による学校環境衛生の日常的な点検への協力と助言ができる。			
	10 学校での事件・事故、災害等の予防的措置や健康に関する危機管理・組織的対応の指導的役割を果たすことができる。			
保健管理力	11 管理職とともに、事故予防に学校全体が主体的に取り組む体制をつくることできる。		○	
	12 児童生徒の心身の健康管理を行うにあたり、学校内外においてコーディネーターの役割を果たすことができる。		○	
	13 学習指導要領を理解し、保健指導、保健学習を行うことができる。	O3		
	14 学級担任・保健体育科教諭等と連携し、保健教育の実施や資料提供などを行うことができる。			
	15 次世代に生命をつなぐことの大切さなど、生命尊重を基盤とした性といのちの教育を行うことができる。			
	16 保健指導、保健学習において、PDCAサイクルを展開できる。			
	17 保健に関する情報収集を行い、家庭や地域に情報発信し、学校保健活動への理解や協力を得ることができる。		○	
	18 各教科や特別活動等における保健に関する指導計画の策定に参画できる。		○	
	19 管理職とともに、児童生徒の健康課題の解決に向けた体制づくりができる。		○	
	20 保健室の機能及び保健室経営について理解することができる。	O4		
保健室経営力	21 保健室の環境整備ができる。			
	22 保健室経営計画を策定し、教職員、保護者への周知とともに、実施、評価、改善を行い、効果的に保健室経営ができる。			
	23 学校保健活動のリーダー的存在となり、学校保健活動のセンター的機能を果たす保健室経営を行うことができる。			
	24 関係機関と連携して、学校全体の児童生徒理解の上に立った指導を行うことができる。			
	25 地域の健康づくりの取組みと連携した保健室経営を行うことができる。			
	26 人とのつながりを大切に、児童生徒や教職員と良好なコミュニケーションを図ることができる。	O5		
	27 児童生徒保健委員会活動において、児童生徒が主体的に活動できるよう指導ができる。			
	28 健康に関する校内研修を計画的に実施するための共通理解を図り、組織的に学校保健活動ができる。			
	29 学校保健委員会等の組織活動の企画・運営に参画し、学校医、保護者及び関係者の参加・協力体制を構築できる。		○	
	30 教職員の保健部の組織が円滑に機能するよう、指導的役割を果たすことができる。		○	
保健組織活動力	31 情報モラルを正しく理解し、ICT機器の適切な活用ができる。			
	32 ICT機器の積極的な活用により、児童生徒の情報活用能力と情報モラルを育成することができる。			
	33 ICT機器の活用、情報モラル教育を同僚とともに推進し学校のICT環境を整備を進めることができる。			
	34 情報モラル等に関する情報収集を行い、SNS等の有益性及び危険性を理解し、的確な対策を行うことができる。			
	35 インクルージブ教育システムの考え方を理解している。	O6		
	36 ユニバーサルデザイン視点を取り入れた授業や指導を行うことができる。			
	37 児童生徒一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な指導・支援を行うことができる。			
	38 個別の指導計画や個別の教育支援計画の意義を理解し、活用することができる。			
	39 共生社会の実現に向け、深い専門知識やコーディネート力をもとに、教育的支援を行うことができる。			
	40 地域の関係機関の役割を理解し、連携しながら、学校・家庭・地域での支援を効果的につなぐことができる。			
ICT活用力・情報セナル	1 児童生徒に対する深い教育愛をもっている。			
	2 いじめや不登校などの教育課題について理解し、その予防・解決に向けた指導・支援を行うことができる。			
	3 学校内(学校医等を含む)の関係者及び地域の関係機関等と連携を図った、健康相談を組織的に推進できる。			
	4 学校での事例検討会を積極的に開催するなど、心身の健康課題の解決に向けて指導的役割を果たすことができる。			
	5 養護教諭の職務と役割を理解し、日常の応急処置を実施することができる。			
	6 健康に関する個人情報管理を適切に行うことができる。			
	7 健康観察や健康診断等を実施し、児童生徒の健康に関する課題把握とその解決に資する取組みを行うことができる。			
	8 必要に応じて地域の医療機関等と連携して、応急処置、健康相談、保健指導、疾病予防等を行うことができる。			
	9 学校薬剤師と連携し、教職員による学校環境衛生の日常的な点検への協力と助言ができる。			
	10 学校での事件・事故、災害等の予防的措置や健康に関する危機管理・組織的対応の指導的役割を果たすことができる。			
特別支援教育力	11 管理職とともに、事故予防に学校全体が主体的に取り組む体制をつくることできる。			
	12 児童生徒の心身の健康管理を行うにあたり、学校内外においてコーディネーターの役割を果たすことができる。			
	13 学習指導要領を理解し、保健指導、保健学習を行うことができる。			
	14 学級担任・保健体育科教諭等と連携し、保健教育の実施や資料提供などを行うことができる。			
	15 次世代に生命をつなぐことの大切さなど、生命尊重を基盤とした性といのちの教育を行うことができる。			
	16 保健指導、保健学習において、PDCAサイクルを展開できる。			
	17 保健に関する情報収集を行い、家庭や地域に情報発信し、学校保健活動への理解や協力を得ることができる。			
	18 各教科や特別活動等における保健に関する指導計画の策定に参画できる。			
	19 管理職とともに、児童生徒の健康課題の解決に向けた体制づくりができる。			
	20 保健室の機能及び保健室経営について理解することができる。			
特別支援教育力	21 保健室の環境整備ができる。			
	22 保健室経営計画を策定し、教職員、保護者への周知とともに、実施、評価、改善を行い、効果的に保健室経営ができる。			
	23 学校保健活動のリーダー的存在となり、学校保健活動のセンター的機能を果たす保健室経営を行うことができる。			
	24 関係機関と連携して、学校全体の児童生徒理解の上に立った指導を行うことができる。			
	25 地域の健康づくりの取組みと連携した保健室経営を行うことができる。			
	26 人とのつながりを大切に、児童生徒や教職員と良好なコミュニケーションを図ることができる。			
	27 児童生徒保健委員会活動において、児童生徒が主体的に活動できるよう指導ができる。			
	28 健康に関する校内研修を計画的に実施するための共通理解を図り、組織的に学校保健活動ができる。			
	29 学校保健委員会等の組織活動の企画・運営に参画し、学校医、保護者及び関係者の参加・協力体制を構築できる。			
	30 教職員の保健部の組織が円滑に機能するよう、指導的役割を果たすことができる。			
特別支援教育力	31 情報モラルを正しく理解し、ICT機器の適切な活用ができる。			
	32 ICT機器の積極的な活用により、児童生徒の情報活用能力と情報モラルを育成することができる。			
	33 ICT機器の活用、情報モラル教育を同僚とともに推進し学校のICT環境を整備を進めることができる。			
	34 情報モラル等に関する情報収集を行い、SNS等の有益性及び危険性を理解し、的確な対策を行うことができる。			
	35 インクルージブ教育システムの考え方を理解している。			
	36 ユニバーサルデザイン視点を取り入れた授業や指導を行うことができる。			
	37 児童生徒一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な指導・支援を行うことができる。			
	38 個別の指導計画や個別の教育支援計画の意義を理解し、活用することができる。			
	39 共生社会の実現に向け、深い専門知識やコーディネート力をもとに、教育的支援を行うことができる。			
	40 地域の関係機関の役割を理解し、連携しながら、学校・家庭・地域での支援を効果的につなぐことができる。			



山形県教育振興課は県HP（ホーム）教育・文化教育委員会・協議会・審議会）に掲載されています。

領域	能力	項目		重点項目	「指標」栄養教諭用A		
		項目	達成度の差		成長期	充実期	組織運営期
食に関する指導力	児童生徒理解力	1	児童生徒に対する深い教育愛をもっている。				
		2	一人一人の児童生徒と積極的コミュニケーションを図るとともに、公平かつ受容的・共感的に関わることができる。	○1	○		
		3	不登校やいじめなどの教育課題について理解し、その予防・解決に向けた適切な指導・支援を行うことができる。			○	
	食育推進力	4	栄養教諭の職務と役割を理解し、食育に取り組むことができる。	○2	○		
		5	児童生徒の実態を把握し、食に関する指導における全体計画や年間指導計画の作成に参画することができる。			○	
		6	学校教育目標を踏まえ、学校・家庭・地域の連携による食に関する指導及び全体計画の作成を行うことができる。			○	
		7	食に関する指導体制について評価し、学校、家庭、地域、関係機関との連携により改善を図ることができる。				○
		8	学校給食の意義を理解し、給食を活用した食に関する指導を行うことができる。	○3	○		
	給食時間における食に関する指導力	9	学校給食を教材として活用し、専門的な立場から資料提供や助言等を行い、学級担任と連携し食に関する指導を行うことができる。			○	
		10	地域の食生活や産業等を理解し、郷土料理や地場産物の導入等の工夫をし、関係機関と連携し食に関する指導を行うことができる。	○4		○	
		11	学習指導要領を理解し、食に関する授業・指導を行うことができる。				
		12	教科や学級活動のねらいを理解し、学級担任や教科担任等と連携した食に関する授業や指導、資料提供等を行うことができる。			○	
	個別の相談指導力	13	PDCAサイクルを活かした学習指導について理解し、指導方法の工夫・改善を行うことができる。			○	
		14	カウンセリングの基礎的な知識を習得し、栄養教諭が行う個別指導や関係者との連携の在り方について理解することができる。			○	
		15	肥満や痩身、偏食、食物アレルギーを有する児童生徒と保護者に、担任、養護教諭と連携し、栄養管理や指導を行うことができる。			○	
		16	児童生徒や保護者に対する適切な栄養管理や指導を行うための、関係機関との連携体制を構築することができる。			○	
		17	スポーツ栄養など食に関する専門性を高め、児童生徒の実態に即した実践的な指導を行うことができる。	○5			○
18		栄養管理責任者としての役割について理解している。					
栄養管理能力	学校給食管理力	19	学校給食実施基準を理解し、適切な食品構成や栄養素に基づいた献立を作成することができる。			○	
		20	教科等と連携させ、学校給食を教材として効果的に活用できるねらいを持った献立を作成することができる。			○	
		21	児童生徒の栄養摂取状況や残食調査等により課題を把握し、食に関する指導や献立作成へ反映させることができる。			○	
		22	自己管理能力を育成したり、食への関心を高めたりする献立を作成することができる。			○	
		23	児童生徒の食に関する知識や学習状況を把握し、教材として活用できるよう献立の工夫や改善を図ることができる。			○	
		24	残食調査や栄養摂取状況等の評価に基づき、改善策を考え実践し、児童生徒の健康状態の改善につなげることができる。	○6			○
		25	学校給食衛生管理責任者としての役割について理解している。				
		26	学校給食衛生管理基準に基づき、施設・設備、食品、学校給食調理員の衛生について点検や指導助言を行うことができる。			○	
		27	給食関係者と連携し、安心・安全な食材の選定や物資管理を行い、諸帳簿の記録等の校務処理を適切に行うことができる。			○	
		28	食中毒や異物混入、食物アレルギー発症防止等の危機管理体制を構築し、対応方策を考えることができる。			○	
ICT活用能力・情報モラル	ICT活用能力	29	衛生管理責任者として、校長、所長、養護教諭、学校医、薬剤師、関係機関等と連携し、調理場の運営・改善を行うことができる。			○	
		30	情報モラルを正しく理解し、ICT機器の適切な活用ができる。	○7			
		31	ICT機器の積極的な活用により、児童生徒の情報活用能力と情報モラルを育成することができる。			○	
		32	ICT機器の活用、情報モラル教育を教職員とともに推進し、学校のICT環境の整備を進めることができる。			○	
		33	情報モラル等に関する情報収集を行い、SNS等の有益性及び危険性を理解し、的確な指導や対策を行うことができる。				○
		34	インクルーシブ教育システムの考え方を理解している。	○8			
		35	ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業・指導を行うことができる。			○	
		36	児童生徒一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な指導・支援を行うことができる。			○	
特別支援教育	特別支援教育	37	個別の指導計画や個別の教育支援計画の意義を理解し、活用することができる。			○	
		38	共生社会の実現に向け、専門知識やコーディネート力をもとに、教育的支援を行うことができる。			○	
		39	地域の関係機関の役割を理解し、連携しながら、学校・家庭・地域での支援を効果的につなぐことができる。				○

## 参考資料2 職員の健康・安全を考える

若手教員を含め、教職員一人一人が自分の健康や安全への意識を高め、長年にわたりいきいきと活躍できるよう、参考資料を集めました。

### 1 全国統計から

定期健康診断や再検診等を通して、若いうちから望ましい生活習慣の確立が必要です。

令和2年山形県死因順位別にみた年齢階級、死亡数

	第一位		第二位		第三位	
	原因	死亡数(人)	原因	死亡数(人)	原因	死亡数(人)
10歳～19歳	自殺	9	心疾患 不慮の事故	1 1	第二位が同数のため、 該当無し	
20歳～29歳	自殺	20	不慮の事故	7	悪性新生物	5
30歳～39歳	自殺	21	悪性新生物	18	心疾患	11
40歳～49歳	悪性新生物	63	自殺	23	心疾患	21
50歳～59歳	悪性新生物	161	心疾患	52	脳血管疾患	30
					自殺	30
60歳～69歳	悪性新生物	510	心疾患	138	脳血管疾患	88

<厚生労働省人口動態統計(概数)より>

### 2 公務災害

山形県の義務教育諸学校の公務災害発生率は全国上位です。(令和元年度は全国1位)

丁寧に職員に説明し、安心できる職場づくりが進められているともいえますが、そもそも公務災害が起こらないよう未然防止に留意する必要があります。

<都道府県支部別 職種別公務災害発生率 H29～R1 平均>

発生率	1位	島根県	13.48(全国平均の約1.9倍)
	2位	山形県	10.76(全国平均の約1.5倍)
	3位	山口県	10.34(全国平均の約1.5倍弱)
	...		
	45位	茨城県	2.25(全国平均の約0.3倍強)
	46位	愛媛県	2.13(全国平均の約0.3倍)
	47位	熊本県	2.02(全国平均の約0.3倍弱)

$$\text{平均発生率} = \frac{\text{3カ年の全職種の認定件数の合計}}{\text{3カ年の全職種の職員数の合計}} \times 1000$$

#### (1) 公務災害認定の内容から

職員一人一人の意識づけで、“うっかり事故”を減らしていきましょう。

- 対象 義務教育諸学校(小中・義・特)の教職員
- 調査期間 令和元年1月～令和2年12月



原因		件数 (A)	割合 (A/B %)	災害の起因の具体例	
ア	転倒	滑り	6	3.8%	駐車場に降った雨が凍結していた。小さな台に足をかけた。
		落下	1	0.6%	脚立から。
		つまずき	7	4.4%	段ボールに。駐車場のコンクリートとの段差に。
		踏み外し等	12	7.6%	ステージに飛び乗ろうとして。階段で。足場から。
	転倒 小計		26	16.5%	
	運動中	運動示範中	7	4.4%	リレー指導、反復横跳び、ハードル、高跳び、マット運動。
		運動指導中	16	10.1%	ティーバッティングで児童のバットが飛んできて。
		余暇指導中	3	1.9%	昼休みに子どもとバスケットボールをして。長縄跳びをして。
	運動中 小計		26	16.5%	
	重量物の落下・取扱中		8	5.1%	机、跳び箱、マット、グラフ小黒板、机に載せていた椅子。
刃物取扱中		11	7.0%	裁断機、カッター、はさみ、錐、ミシン。	
		71	44.9%		
イ	児童生徒の突発的行動等		61	38.6%	指導中に叩かれる、噛みつかれる等。
	その他・環境		23	14.6%	蜂に刺される、黒板が倒れて等。
	通勤災害		3	1.9%	
		87	55.1%		
合計(B)		158	100.0%		

ア: 主として本人の行動が起因

イ: 主として本人以外の行動等が起因

## (2) 公務災害を減らすために

「若いから大丈夫」などと油断せず、始業前や隙間時間でのストレッチ、周囲や道具の安全を確認してから作業を開始するなど、安全に留意する習慣を身につけましょう。

増やしたいこと	減らしたいこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的な毎日の運動</li> <li>・時間に余裕を持った運動や作業</li> <li>・ゆとりを持った児童生徒の行動観察</li> <li>・施設の定期的な安全確認</li> <li>・複数での作業</li> <li>・時季、環境要因に配慮した行動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・突然の急な(しかも負荷の大きい)運動</li> <li>・時間に余裕のない中での運動や作業</li> <li>・突然の急な児童生徒対応</li> <li>・施設破損等を原因としたケガ</li> <li>・単独での作業</li> <li>・凍結による転倒、虫刺症(蜂に刺される)</li> </ul>

## 参考資料3 働き方改革を進める

勤務時間管理は管理職の責務です。働き方改革の基本方針と重点取組みを意識し、各校の実態に応じたマネジメントが望まれます。

### 山形県公立学校における働き方改革 ～令和3年度【概要】～

- 取組み重点期間（第Ⅰ期）：令和2年度～令和4年度
- 時間外在校等時間の基本方針：月45時間、年360時間を超えない

### 働き方改革プランの基本方針と取組み重点期間

#### 具体的目標

※1：在校等時間における超過勤務時間

- ☑ 令和4年度末までに複数月平均の超過勤務時間※1 80時間を超える教員数0人を目指す
  - ☑ 1人1か月あたりの超過勤務時間※1を前年度比20%削減する
  - ☑ 1人1か月あたりの超過勤務時間※1が80時間を超える教員数を前年度比40%減とする

### 令和2年度上期の概況

#### 時間外在校等時間（1人1か月あたり平均）

注：令和2年度学校再開後の6月～9月の4箇月の値を集計（ ）内は令和元年10月1か月あたりの時間外在校等時間

◆ 小学校 36時間6分 (44時間55分)	◆ 中学校 47時間22分 (62時間9分)	◆ 特別支援学校 23時間36分 (28時間28分)	◆ 高等学校 40時間52分 (58時間52分)
------------------------------	------------------------------	----------------------------------	--------------------------------

#### 勤務時間外の主な業務

（上期調査でみられた顕著な特徴）

『若手教員の授業準備』

『中堅教員の校務分掌』

『部活動指導』

#### 『働き方改革オンライン会議※2』からの提言

※2：令和2年12月18日開催

- ☑ 学 校：在校等時間の「見える化」、業務のメリハリ、部活動方針の遵守
- ☑ 教育委員会：客観的勤務時間管理、事務負担軽減、人的支援拡充、部活動改革、啓発活動
- ☑ 地 域：地域人材の活用、部活動改革への協力

### 令和3年度の重点取組み

働き方改革プランで掲げた10本の柱（重点取組み）に沿った改革を推進しながら、以下の5項目について継続して重点的に取り組む

#### ☑ 勤務時間に関する意識啓発と管理の徹底

- ☞ 客観的な勤務時間管理システムの構築と運用を促進するとともに、管理職による勤務時間管理の意識啓発を推進する

#### ☑ 教員が担うべき業務の明確化と適正化

- ☞ WEBを活用した働き方改革の好実践例の収集と発信を随時行い、学校や教員が担うべき業務についての適正化を促進する

#### ☑ 適切な部活動運営の推進

- ☞ 「部活動の在り方に関する方針」を遵守した活動を推進し、教員の負担軽減に取り組む
- ☞ 地域運動部活動推進事業の研究校における実践研究を行い、新しいスポーツ環境の構築を目指す

#### ☑ 教員の事務負担の軽減

- ☞ 校務支援システム・ソフトの活用や人的支援・外部人材の拡充による校務分掌の負担軽減を促進する
- ☞ 県教育センターのWEBページ「授業情報システム」の活用を促進し、授業・教材準備の負担軽減を図る

#### ☑ 保護者・地域への周知と地域人材の活用

- ☞ 地域学校協働活動推進員による地域とのコーディネート業務の好事例を発信し、地域との協働を促進する
- ☞ PTA連合会等へのオンラインを活用した説明を実施し、地域・保護者の理解と協力を深める



# 相談窓口の案内

1～3の相談先は、リーフレット等で各学校に送付されています。  
4、5の相談先はその他の相談窓口で、県のホームページ「各種相談窓口」で紹介されています。  
(トイレや印刷室、更衣室等に掲示し、目に触れる機会を増やしてみたいかがでしょうか。)

## 1 ハラスメントに関する相談

対象	対応者	受付時間	電話番号・名称等
教職員	相談担当者	平日 8:30～17:00	023-630-3078 ハラスメント・ホットライン 相談料無料
教職員	相談担当者	平日 8:30～20:30 土・日・祝日 8:30～17:30	023-654-8181 県教育センター 教育相談ダイヤル 相談料無料

## 2 健康

対象	対応者	受付時間	電話番号・名称等
公立学校共済組合員と その被扶養者対象	保健師等の専門家	24時間 年中無休	0120-248-349 教職員電話健康相談24 通話料・相談料無料
公立学校共済組合員と その被扶養者対象(女性)	女性医師	月～土 10:00～21:00 祝日・年末年 始除く	0120-215-579 女性医師電話相談 1回20分程度 通話料・相談料無料

## 3 こころの相談

### (1) 電話にて

対象	対応者	受付時間	電話番号・名称等
公立学校共済組合員と その被扶養者対象	臨床心理士	月～土 10:00～22:00 祝日・年末年 始除く	0120-783-269 電話・面談メンタルヘルス相談 1回20分程度 通話料・相談料無料
教職員(教師自身の悩み に関する事)	相談担当者	平日 8:30～20:30 土・日・祝日 8:30～17:30	023-654-8181 県教育センター 教育相談ダイヤル 相談料無料

### (2) Webにて

対象	対応者	受付時間	電話番号・名称等
公立学校共済組合員と その被扶養者対象	臨床心理士	24時間	<a href="https://www.mh-c.jp/">https://www.mh-c.jp/</a> ログイン番号 783269 Web相談(こころの相談)。3営業日を 目途に返信しています。
教職員(教師自身の悩み に関する事)	相談担当者	24時間	<a href="mailto:Non-ijime@pref.yamagata.jp">Non-ijime@pref.yamagata.jp</a> 返信に時間をいただいております。必 ず返信しています。

(3) 面談にて

対象	対応者	受付時間	電話番号・名称等
公立学校共済組合員とその被扶養者対象	臨床心理士	月～土 10:00～20:00 祝日・年末年始除く	0120-783-269 電話・面談メンタルヘルス相談 契約カウンセリングルームにて 通話料無料・1回50分程度 1人年間5回まで無料
教職員・保護者・子ども	相談担当者	平日 8:30～17:00 祝日除く	予約受付ダイヤル 023-654-8181 県教育センター来所相談 相談料無料

4 少年・男女共同参画に関する相談窓口

内容	担当部署	連絡先	受付時間
女性に関する悩み・相談等	県男女共同参画センター	023-629-8007	月・火・水・木・土 9:00～17:00 金・日・祝 13:00～17:00 (毎月第1、第3、第5 月曜日と毎月第3日曜、 年末年始は除く)
男性の悩み相談 (男性ほっとライン)	県男女共同参画センター	023-646-1181	毎月第1・2・3水曜日 19:00～21:00 (年末年始を除く)
職場での性差別やハラスメント・ 育児・介護休業、パート・有期雇用 労働者の雇用管理に関する相談	山形労働局	023-624-8228	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
女性の社会生活上の悩みや夫の暴力などの相談	福祉相談センター (女性相談センター)	023-627-1196	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
	村山総合支庁 生活福祉課	0237-86-8212	
	最上総合支庁 子ども家庭支援課	0233-29-1274	
	置賜総合支庁 子ども家庭支援課	0238-26-6027	
	庄内総合支庁 子ども家庭支援課	0235-66-4759	

5 県民相談相互支援ネットワーク窓口（電話）

内容	担当	連絡先	受付時間
心の健康に関する相談	県精神保健福祉センター 「心の健康相談ダイヤル」	023-631-7060	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00
	県精神保健福祉センター 「心の健康インターネット相談」 県精神保健福祉センターホームページ		24時間
心と体の健康相談	最寄りの保健所	—	月～金 8:30～17:15
男性専用電話相談 (男性ほっとライン)	県男女共同参画センター	023-646-1181	毎月第1・2・3水曜日 19:00～21:00 (年末年始を除く)
悩み全般（生活、自殺、心、 性、DV、外国人、被災等）	よりそいホットライン	0120-279-338	24時間



『若手教員と ともに 育つ』（第1版） 令和3年12月21日

作成 山形県教育委員会

監修 山形県公認心理師・臨床心理士協会 会長 伊藤洋子 氏

協力 共栄大学 教授 和井田節子 氏  
山形県連合小学校長会  
山形県中学校長会  
山形県特別支援学校長会  
山形県高等学校長会